

適合証明検査手数料（税込）

令和5年4月改定

（別表－1）新築・一戸建て住宅（フラット35、財形住宅融資）

通 常		当機関で 確認・検査	他機関で 確認・検査
設計 検査 ※1・※2	フラット35	30,000円	35,000円
	フラット35S 金利Aプラン：耐久性・可変性 +フラット35 維持保全型	34,000円	39,000円
	フラット35S 金利Aプラン：省エネルギー性 フラット35S 金利Bプラン：省エネルギー性 フラット35S 金利Bプラン：耐久性・可変性	35,000円	40,000円
	フラット35S 金利Aプラン：バリア フラット35S 金利Bプラン：バリア	42,000円	47,000円
	フラット35S 金利Aプラン：耐震性 フラット35S 金利Bプラン：耐震性	55,000円	60,000円
現場検査（中間）		16,500円	16,500円
現場検査（竣工）		19,000円	24,000円
現場検査（竣工）設計検査を省略した場合		22,000円	27,000円

竣工済特例		当機関で 確認・検査	他機関で 確認・検査
設計 検査 ※1・※2	フラット35	35,000円	45,000円
	フラット35S 金利Aプラン：耐久性・可変性 +フラット35 維持保全型	39,000円	49,000円
	フラット35S 金利Aプラン：省エネルギー性 フラット35S 金利Bプラン：省エネルギー性 フラット35S 金利Bプラン：耐久性・可変性	40,000円	50,000円
	フラット35S 金利Aプラン：バリア フラット35S 金利Bプラン：バリア	47,000円	57,000円
	現場検査（竣工）	30,000円	35,000円

他機関の建設住宅性能評価書の写し等により基準に適合していることが確認できる場合に限り、減算します。

※1 耐震を選択された場合で、当機関で他の申請において耐震等級を確認している場合は、25,000円を減算します。

※2 「検査に活用できる書類」（別紙）がある場合は別途見積りとなります。

（別表－2）新築・共同住宅（連続建て、重ね建てを含む）（フラット35、財形住宅融資、賃貸住宅融資）

	当機関で確認・検査	他機関で確認・検査
設計検査※	（別表-1）の設計検査手数料 +2,000 円×戸数	（別表-1）の設計検査手数料 +2,000 円×戸数
現場検査※	（別表-1）の現場検査手数料 +1,000 円×戸数	（別表-1）の現場検査手数料 +1,000 円×戸数

※複数棟をひとつの融資申込とする場合は、棟ごとに計算します。

（別表－3）中古住宅

	一戸建て住宅	共同住宅
フラット35 Sの適用なし	54,500円	37,000円
フラット35 Sの適用あり	65,500円	48,000円
フラット35 耐震評価あり Sの適用なし	65,500円	48,000円
フラット35 耐震評価あり Sの適用あり	76,500円	58,500円
財形住宅融資	60,000円	
積立者向け融資	65,500円	

・下記の地域は、別途20,000 円の遠隔地手当てを加算します。

ただし、建築基準法に基づく現場検査と同時に現場検査をした場合は除きます。

豊川市・豊橋市・田原市・新城市・設楽町・東栄町・豊根村

「検査に活用できる書類」について

一覧にある書類のいずれかがある場合はご相談ください。
 (設計検査・現場検査に活用できる場合があります。)

「検査に活用できる書類」一覧

書類	改正	断熱構造等(新築)		フラット35S 金利Bプラン 省エネルギー性 新築		フラット35S 金利Aプラン 省エネルギー性 新築		フラット35S (ZEH) 一戸建て 新築		フラット35S 共同建て 新築	
		設計検査	現場検査	設計検査	現場検査	設計検査	現場検査	設計検査	現場検査	設計検査	現場検査
設計住宅性能評価書	—	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
建設住宅性能評価書	—	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
BELS評価書(住棟評価)	—	○	×	○	×	×	×	—	—	○	×
BELS評価書(住戸評価)	—	○	×	○	×	○	×	○	×	—	—
認定低炭素住宅等であることを証する書類	改正前基準	○	×	×	×	○	不要	×	×	×	×
	改正後基準	○	×	○	×	○	不要	○	×	○	×
性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類	改正前基準	○	×	×	×	○	不要	×	×	×	×
	改正後基準	○	×	○	×	○	不要	○	×	○	×
長期優良住宅であることを証する書類	改正前基準	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	改正後基準	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×

「改正前基準」「改正後基準」とはそれぞれの認定基準に係る令和4年10月改正の前後の基準をいいます。